

議案第 7 1 号

訴えの提起について

訴えの提起について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 相手方

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2 事件の表示

境界確定請求事件

3 請求の趣旨

市所有の土地（（1）記載の土地）と相手方所有の土地（（2）記載の土地）との境界（以下「本件境界」という。）の確定を求める。

(1)	所在	ひたちなか市 [REDACTED]
(2)	所在	ひたちなか市 [REDACTED]
	地番	[REDACTED]

4 訴えを提起する理由

本件境界は、現在施行中である水戸・勝田都市計画事業東部第 1 土地区画整理事業の地区界に該当し、当該事業の換地処分及びそれに伴う登記手続を進めるに当たって、その位置を確定させることが必要である。

市は、相手方に対し、再三にわたり本件境界の確定への同意を求めてきたが、相手方は一貫してこれに応じず、今後も協議による合意の見込みがない。

よって、本件境界を確定し、事業を完了させるため、本件境界の確定を求める訴えを提起するものである。

令和 8 年 6 月 1 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決